水害時の避難確保計画

【施設名：　　　　】

　　年　　月　作成

目次・・・なくてもよい

１　　計画の目的

２　　計画の報告及び修正

３　　計画の範囲、施設の立地条件

４　　施設の状況

５　　情報収集・伝達

６　　防災体制

７　　事前休業の判断について

８　　避難について

９　　水害時の人員体制、指揮系統

１０　関係機関との連絡体制

１１　避難後の対応について

１２　防災教育及び訓練の実施

施設名：

所在地：

電話番号：

ＦＡＸ番号：

メールアドレス：

１　計画の目的・・・国の様式より抜粋　アレンジしてもよい

　この計画は、水防法第１５条の３第１項に基づき、内水・洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

　また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・内水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

２　計画の報告及び修正・・・定期的に修正すること

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市長

へ報告する。

３　計画の範囲、施設の立地条件

　【計画の範囲】

　この計画は「　　　　　　　」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

　【施設の立地条件】

(1) 施設立地場所の地形等

　(2) 災害危険区域等の該当の有無・・・津波、高潮、土砂については市内該当なし

|  |  |
| --- | --- |
| 災害危険区域等 | 区域等の名称 |
| 浸水想定区域（外水） |  |
| 浸水想定区域（内水） |  |

　(3) 予測される災害の危険性

　　ア　新河岸川が氾濫した場合

　　イ　荒川が氾濫した場合

　　ウ　内水氾濫

４　施設の状況

(1) 施設について

　　面積：

構造：

地図・外観写真等

　　部屋数：

(2) 人数について

|  |
| --- |
| 総数 |
| 昼間・夜間 | 休日（年末年始含む） |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間（　　：　　～　　：　　） | 昼間（　　：　　～　　：　　） |
|  | 名 |  | 名 |  | 名 |  | 名 |
| 夜間（　　：　　～　　：　　） | 夜間（　　：　　～　　：　　） |
|  | 名 |  | 名 |  | 名 |  | 名 |

５　情報収集・伝達

　(1) 情報収集

　　　収集するおもな情報及びその方法については以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | □テレビ・ラジオ□気象庁ＨＰ　（http://www.jma.go.jp）□埼玉県防災情報メール　　（登録：https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/903-20091202-28.html#sinki）□ |
| 洪水予報・河川水位 | □埼玉県水防情報システムＨＰ　（http://suibo-mt.saitama-river.info/standard/topMenu）□国土交通省　川の防災情報ＨＰ　（https://www.river.go.jp/portal/）□国土交通省　荒川上流河川事務所ＨＰ　（https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/）□埼玉県川の防災情報メール（登録：https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kawanobousaime-ru.html）□ |
| 避難情報 | □テレビ・ラジオ□ふじみ野市　Ｆメール（登録：https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/kohokochoka/kohokochokakari/sns/1627.html）□防災行政無線・電話自動応答サービス（256-8877）□緊急速報メール□ふじみ野市ＨＰ（https://www.city.fujimino.saitama.jp/）□ |

(2) 情報伝達

　ア　職員間

　　⇒「職員緊急連絡網」

　イ　利用者間（施設内）

　　⇒

　ウ　利用者及びその家族間（施設外）

　　⇒「利用者及びその家族への緊急連絡網」

(3) 災害時の連絡先及び通信手段の確認

　　⇒「関係機関等連絡先」

６　防災体制

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 体制確立の判断時期 | 体制 | 活動内容 | 対応要員 |
| ・ふじみ野 | 注意体制 | 洪水予報等の情報収集 |  |
| ↓ |
| ・ふじみ野 | 警戒体制 |  |  |
| ↓ |
| ・ふじみ野 | 非常体制 |  |  |

※別紙ふじみ野市風水害タイムライン参照

※各体制時のポイント

レベル２　注意体制

・災害モードへ気持ちを切り替える。

・気象情報等の収集を行う。

・事前休業について検討する。

レベル３　警戒体制

・避難場所へ避難する準備を行う。

・要配慮者の避難誘導を開始する。

・事前休業について決定する。

レベル４　非常体制

・施設内全体の避難誘導を開始する。

・避難誘導の完了

・利用者家族等への報告

※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

７　事前休業の判断について

　大型の台風の襲来が予想される場合や、既に警戒体制及び非常体制の判断を満たしている場合には事前休業とする。

８　避難について

　(1) 避難場所について

　　　当施設は～なので、～の避難方法をとる。優先順位は以下のとおりとする。

優先度１

優先度２

優先度３

　(2) 利用者に合わせた避難方法について

　　　症状Ａ：要介護度○、車椅子利用

　　　　　　　部屋からの移送を～から～までおよそ○分、必要職員○人

　　　症状Ｂ：要介護度×、寝たきり

　　　　　　　部屋からの移送を～から～までおよそ×分、必要職員×人

必要器具、ストレッチャー

　　　症状Ｃ：要介護度△、軽度認知症

　　　　　　　部屋からの移送を～から～までおよそ△分、必要職員△人

　(3) 避難経路

　　ア　施設内

　　イ　施設外

９　水害時の人員体制、指揮系統

　(1) 休日、夜間などの参集方法・・・参集が必要な施設なのか検討すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 参集体制 | 参集基準 | 対象職員 |
| 注意体制 |  |  |
| 警戒体制 |  |  |
| 非常体制 |  |  |

※参集できる、出来ないにかかわらず必ず連絡すること。

・・・参集基準等は前述の防災体制との整合性を図ること。

　(2) 臨時休業時の参集方法・・・参集が必要な施設なのか検討すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 参集体制 | 参集基準 | 対象職員 |
| 注意体制 |  |  |
| 警戒体制 |  |  |
| 非常体制 |  |  |

　(3) 役割分担

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 班名 | 担当者（部署） | 役割 |
| 本部 |  |  |
| 情報収集・連絡班 |  |  |
| 避難誘導班 |  |  |
| 物資班 |  |  |

　(4) 指揮系統

　　　別紙「指揮系統表のとおり」

１０　関係機関との連絡体制

　(1) 注意体制確立時

　(2) 警戒体制確立時

(3) 非常体制確立時

１１　避難後の対応について・・・施設の実情に合わせて検討する。省略可

　(1) 利用者及び職員の安全確認

　　ア　点呼

　　　　避難中に、はぐれたりしたもの等がいないか等を確認する。

　　イ　身分の明示

　　　　避難場所には、不特定多数の避難者がいることが想定されることから、当施設からの避難者であることがわかるようにしておくこと。職員についても同様にしておくこと。利用者の場合は、留意点等記入しておくことも必要。

　(2) 避難場所等での対応

　　ア　体調管理

　　イ　メンタルヘルス対策

　　　・利用者

　　　・職員

　　ウ　避難場所職員との連携

　(3) 家族への引継ぎ

　　　家族等への引継ぎに際しては、引き渡しチェックリスト（名簿）等を事前に準備し、必ず家族に引き渡すこと。

　　　引き渡しチェックリストについては、引取者（家族）氏名、住所、連絡先、引渡日などが記載できるようにしておくこと。

　(4) 施設の安全確認

　　災害の危険が完全になくなった後、以下の点を確認する。

ア　外的要因の排除等

イ　インフラの復旧等

ウ　施設内部の消毒等

　(5) 施設の復旧までに長期間の時間がかかる場合

　　ア　家族へ説明

　　イ　他施設の受入れ

１２　避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材等については、下記に示すと

おりである。

これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

|  |
| --- |
| 備蓄品 |
| 情報収集・伝達 |  |
| 避難誘導 |  |
| 施設内の一時避難 |  |
| 医薬品 |  |
| その他 |  |

|  |
| --- |
| 浸水を防ぐための対策 |
|  |

１３　防災教育及び訓練の実施

　毎年　月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

　毎年　月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

　その他、年間の教育及び訓練計画を毎年　月に作成する。